

#### 4 労働争議の解決状況

##### (1) 解決方法別の状況

平成30年の「総争議」320件のうち、平成30年中に「解決又は解決扱い」になった件数は255件（総争議件数の79.7%）となっており、「翌年への繰越」は65件（同20.3%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が34件（解決又は解決扱い件数の13.3%）、「第三者関与による解決」が83件（同32.5%）、「その他（解決扱い）」が138件（同54.1%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が77件（同30.2%）で最も多かった。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は解決扱い		労使直接交渉による解決		第三者関与による解決	労働委員会関与			その他 <sup>2)</sup> （解決扱い）	翌年への繰越	
		労使直接交渉による解決	第三者 <sup>1)</sup> 関与あり	あっせん	調停		仲裁					
件数（件）												
平成26年	495	435	123	82	136	135	130	5	-	176	60	
27	425	361	60	29	129	127	123	4	-	172	64	
28	391	328	46	21	115	114	109	4	1	167	63	
29	358	298	42	14	101	101	98	3	-	155	60	
30	320	255	34	19	83	83	77	6	-	138	65	
構成比（%）												
平成26年	100.0	87.9	(100.0)	(28.3)	(18.9)	(31.3)	(31.0)	(29.9)	(1.1)	(-)	(40.5)	12.1
27	100.0	84.9	(100.0)	(16.6)	(8.0)	(35.7)	(35.2)	(34.1)	(1.1)	(-)	(47.6)	15.1
28	100.0	83.9	(100.0)	(14.0)	(6.4)	(35.1)	(34.8)	(33.2)	(1.2)	(0.3)	(50.9)	16.1
29	100.0	83.2	(100.0)	(14.1)	(4.7)	(33.9)	(33.9)	(32.9)	(1.0)	(-)	(52.0)	16.8
30	100.0	79.7	(100.0)	(13.3)	(7.5)	(32.5)	(32.5)	(30.2)	(2.4)	(-)	(54.1)	20.3

注：（ ）内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

1) 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。

2) 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、「解決扱い」とし、第三者関与による解決に含まない。）や、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。

##### (2) 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「30日以内」が75件（解決件数の29.4%）と最も多く、次いで「31日～60日」が68件（同26.7%）、「91日以上」が62件（同24.3%）であった（第8表）。

第8表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

	計	30日以内					31～60日	61～90日	91日以上
		1～5日	6～10日	11～20日	21～30日				
解決件数（件）	255 (298)	75 (91)	15 (9)	7 (7)	26 (34)	27 (41)	68 (66)	50 (63)	62 (78)
構成比（%）	100.0 (100.0)	29.4 (30.5)	5.9 (3.0)	2.7 (2.3)	10.2 (11.4)	10.6 (13.8)	26.7 (22.1)	19.6 (21.1)	24.3 (26.2)

注：（ ）内は、平成29年の数値である。